

老蘇4集落における集落営農組織の連携強化

東近江農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

近江八幡市旧安土町老蘇地域は、4つの集落営農組織があり2組織が平成22年度に法人化され、残る2組織も平成23年度に法人化されました。これら4組織は、肥料・農薬・種子の共同購入や、作付け品種の調整を主目的として連絡会を結成し、年に2回程度の連絡会議を開催しています。この連絡会では、上記の目的の他、経営管理や組織管理等の組織の問題点についての検討や情報交換も行われています。

このような中で、平成22年に法人化された2組織の役員は、この組織のさらなる機能強化を考えておられ、残る2組織の役員も機能強化については歓迎されていました。

そこで、この連絡会の機能を強化し、各集落営農法人の更なる経営安定を図るための連携システムの構築に向けた普及活動を行いました。

【普及活動の成果】

4月6日に第1回目の連絡会を開催し、連絡会の機能強化や組織間連携の必要性について検討するとともに、先進事例について研究しました。また、機械装備が過剰になってきているので共有化についても検討することになりました。

これを受けて、5月から6月にかけて4組織の機械装備の状況、更新時期の調査を行い、この結果を検討するため第2回目の連絡会を7月11日に開催しました。トラクター、コンバイン、田植機の農機については、平成24年から平成25年にかけて更新が重なってくるのが分かったものの、共有化は各組織の実情やメンテナンス、維持管理から難しいとの判断となりました。そこで、本年度はオペレーターの資質向上のための研修会を開催することとし、8月20日に農業機械の操作や点検技術の向上を図るためメーカーを招き研修会を開催しました。また、合わせて労災制度についても学習し意識を高めました。11月12日に3回目の連絡会を開催し、現状での連絡会の問題点と各集落営農法人の問題点を整理して検討したところ、連絡会の法人化による取り組み意識が高まりました。そこで、12月5日に第4回連絡会として中央会アドバイザーの中村税理士に出席頂き、各種制度と連絡会の法人化と組織運営についての検討を行いました。この結果、連絡会組織の法人化を含めた組織運営と連携システムづくりに積極的に取り組む事となりました。

当課では、各集落営農組織の連携システムの構築について、引き続き支援していきます。



中村税理士との法人化に向けた検討